

定期予防接種協力医療機関 様

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種担当課長

石川県能登地方を震源とする地震に伴う定期予防接種の取扱について

時下、清祥の段、お喜び申し上げます。

日頃から、本市の予防接種事業について御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

川崎市外の方が川崎市内の医療機関で定期予防接種を受ける場合、通常は居住地自治体が発行する依頼書が必要となりますが、令和6年1月10日付の厚生労働省通知において、標記災害により居住地自治体で依頼書の発行等が困難な場合に、被災者（標記災害のために居住地である市町村における定期接種を受けることが困難な方）からの希望の申出を以て、定期接種を実施して差し支えないことが示されました。

つきましては、協力医療機関が、被災者から定期接種の希望を受けた場合の取扱について、以下のとおりとさせていただきますので、御確認の程よろしく申し上げます。

## 1 被災者から定期接種の希望を受けた場合

被災者から定期接種の希望を受けた場合、居住地自治体発行の依頼書なしで、定期接種の実施を可能とします。その場合、被災者から接種費用を徴収するのではなく、市民を接種した場合と同様に本市に請求してください。請求における注意事項等は下記2を参照してください。

## 2 請求における注意事項等

- ・予診票に「居住地の住所」と「避難先である滞在中の住所」を必ず記載する必要があります。記載がない場合、支払対象外としてお返しする場合がございますので、御注意ください。
- ・本件が適用となる被災者の居住地については、基本的には災害救助法の適用地域となります。具体的には、下記内閣府ホームページから最新の適用範囲を参照してください。当該適用範囲に該当せず、被災地域の適否について判断に迷うケースについては、下記担当に御相談ください。

【内閣府 HP】 [https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

- ・避難されてきた方であることが分かるように、予診票の空白部分に「**㊟**」と記載してください。
- ・他の請求と明細書を分ける必要はありません（他の請求書と一緒に請求してください）。
- ・その他御不明点があれば、下記担当に御連絡ください。

（健康福祉局保健医療政策部予防接種担当 田村）

電 話 044-200-2440

F A X 044-200-1065

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱いについて

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の対象者であって、標記災害のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種や新型コロナ予防接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種や新型コロナ予防接種の実施を希望する場合等においては、下記に留意し、特段の御配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本事務連絡については、公益社団法人日本医師会と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。

また、新型コロナ予防接種については平時でも一定の要件に該当する場合は住所地以外の市町村での接種が可能であるところ、災害の被災者については住所地外接種届出を省略して住所地以外の市町村で接種を受けることも可能となっている。被災者の状況に応じて柔軟に対応すること。

2. 当該定期接種及び新型コロナ予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以

下「令」という。) 第3条第1項に規定されているが、標記災害により規定の接種時期に定期接種を受けることのできなかつた被災者については、標記災害は予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の6第4号に該当することから、令第3条第1項に規定する時期を超えた場合(※)にあつても、令第3条第2項に基づき当該定期接種を受けることが可能であること。

- ※ 原則的に、当該特別の事情がなくなつた日から起算して2年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風については15歳(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第9条及び第10条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。)、結核については4歳、H i b感染症については10歳、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)については6歳に達するまでの間に限る。
- ※ 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)については、当該特別の事情がなくなつた日から起算して1年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

以上